

日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

ケア労働と ジェンダー

超高齢社会となった現在、人の生存に欠かせないケア労働はすべての人にとって重要な関心事となっています。しかしながら、ケア労働では「きめ細やかな配慮が求められる」ことから、女性に適した労働とされ、女性が担うものとされてきた文化的背景があります。ケア労働の低賃金には、女性が家庭内で行ってきた無償ケア労働の延長線上で始まったという背景があり、それがホームヘルパーらの労働条件の悪化を許してきたという構造的問題があります。

まず、〈第1部〉で介護保険制度の仕組みを概観し、〈第2部〉でケア労働にまつわるジェンダー意識について考えます。〈第3部〉では、訴訟となった事例として、①ホームヘルパーの処遇改善を求めた原告の方からケア労働をめぐる労働状況をお聞きし、②家事代行及び訪問介護を24時間1週間続けて過労死に至った家政婦過労死訴訟について、法制度の中に生き残る「家事使用人」に対する差別的なまなざしについてご紹介します。そして、シンポジウムの最後には、登壇者への質疑を受け付け、今後の課題を共有したいと思います。

2026年

9月5日(土)

13:30~16:30 (開場/13:00)

大阪弁護士会館2階ホール

参加費無料

事前申込制

申込方法は裏面に記載

手話通訳・文字通訳あり

(申込の際にお申し出ください。)

共催：日本弁護士連合会

登壇者

第1部

松宮 良典さん
大阪弁護士会会員

第2部

山根 純佳さん
名古屋大学大学院環境学研究科
教授

第3部 (裁判紹介)

- ① 伊藤 みどりさん
ホームヘルパー国賠訴訟 原告
- ② 家政婦過労死事件
(資料配布のみ)

ケア労働とジェンダー

2026年

9月5日(土) 13:30~16:30 大阪弁護士会館 2階ホール
(開場/13:00)

申込方法

[申込期限: 2026年8月21日(金)]

手話通訳・文字通訳あり 要事前申込: 8月21日(金)までにお申込みください。



①インターネットでのお申込み

下記URLまたはQRコードよりお申込みください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/20260905symposium/touroku/>

②FAXでのお申込み

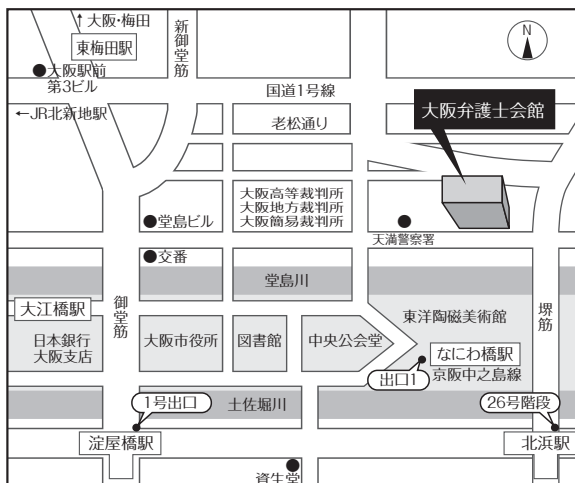
下記をご記入の上、FAX番号06-6364-7477までお送りください。(送り状不要)

フリガナ		電 話	
お名前			
メール アドレス	※状況によりイベントの変更・中止等のご連絡に使用させていただく場合があります。		
ご所属 団体等	参加人数	手話通訳	要・否
		文字通訳	要・否

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用致します。
また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

〈参加にあたってのご協力のお願ひ〉

発熱がある方や体調不良の方はご参加をお控えください。



【問い合わせ先】

大阪弁護士会 委員会部人権課 人権擁護委員会
TEL: 06-6364-1227

【アクセス】

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

大阪弁護士会館2階ホール

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分